

相模原市手数料条例及び相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市手数料条例及び相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例及び相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

(相模原市手数料条例の一部改正)

第 1 条 相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 8 号の表 1 の項中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改め、同号を別表第 2 第 2 9 号とし、同表中第 2 7 号を第 2 8 号とし、第 2 6 号を第 2 7 号とし、第 2 5 号を第 2 6 号とし、第 2 4 号の次に次の 1 号を加える。

(2 5) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 3 9 号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法附則第 4 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる法	特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	1 件	16,660 円

第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 動 物 の 愛 護 及 び 管 理 に 関 す る 法 律 第 2 8 条 第 1 項			
-----------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

(相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 2 1 年相模原市条例第 6 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「第 2 6 条第 1 項」を「第 2 5 条の 2 」に改める。

第 6 条第 3 項中「第 2 4 条の 2 」を「第 2 4 条の 2 の 2 」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「法第 2 4 条第 1 項(法第 2 4 条の 4 において準用する場合を含む。)又は法第 3 3 条第 1 項の規定による立入検査、前条第 1 項の規定による立入検査その他」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

提案の理由

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 3 9 号)による動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号)の改正に伴う特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加、動物愛護監視員の事務に係る規定の改正及び同法の条項を引用する規定の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 6 3 号関係資料

相模原市手数料条例及び相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市手数料条例の一部改正(第 1 条関係)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 3 9 号)による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	1 件	16,660 円

(2) 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(第 2 条関係)

動物愛護監視員に行わせる事務を動物の愛護及び管理に関する事務とするもの

2 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
について

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成 2 8 年相模原市条例第
3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(教育職員が行う業務の量の適切な管理等)

第 6 条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育
の水準の維持向上に資するため、教育委員会規則で定めるところにより、教育職
員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その
他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正
する法律(令和元年法律第 7 2 号)による公立の義務教育諸学校等の教育職員の給
与等に関する特別措置法(昭和 4 6 年法律第 7 7 号)の改正を踏まえ、教育職員が
行う業務の量の適切な管理等に係る規定を追加いたしたく提案するものである。